

説明資料
(諮問第3号～5号関連)

南武線連続立体交差化計画に関連する 都市計画(東京都決定)に伴う意見書の提出について

諮問第3号 立川都市計画都市高速鉄道
東日本旅客鉄道南武線(東京都決定)(案)
に伴う意見書の提出について

諮問第4号 立川都市計画道路
3・4・8号立川駅国立線(東京都決定)(案)
に伴う意見書の提出について

諮問第5号 国立都市計画道路
3・4・5号立川青梅線(東京都決定)(案)
に伴う意見書の提出について

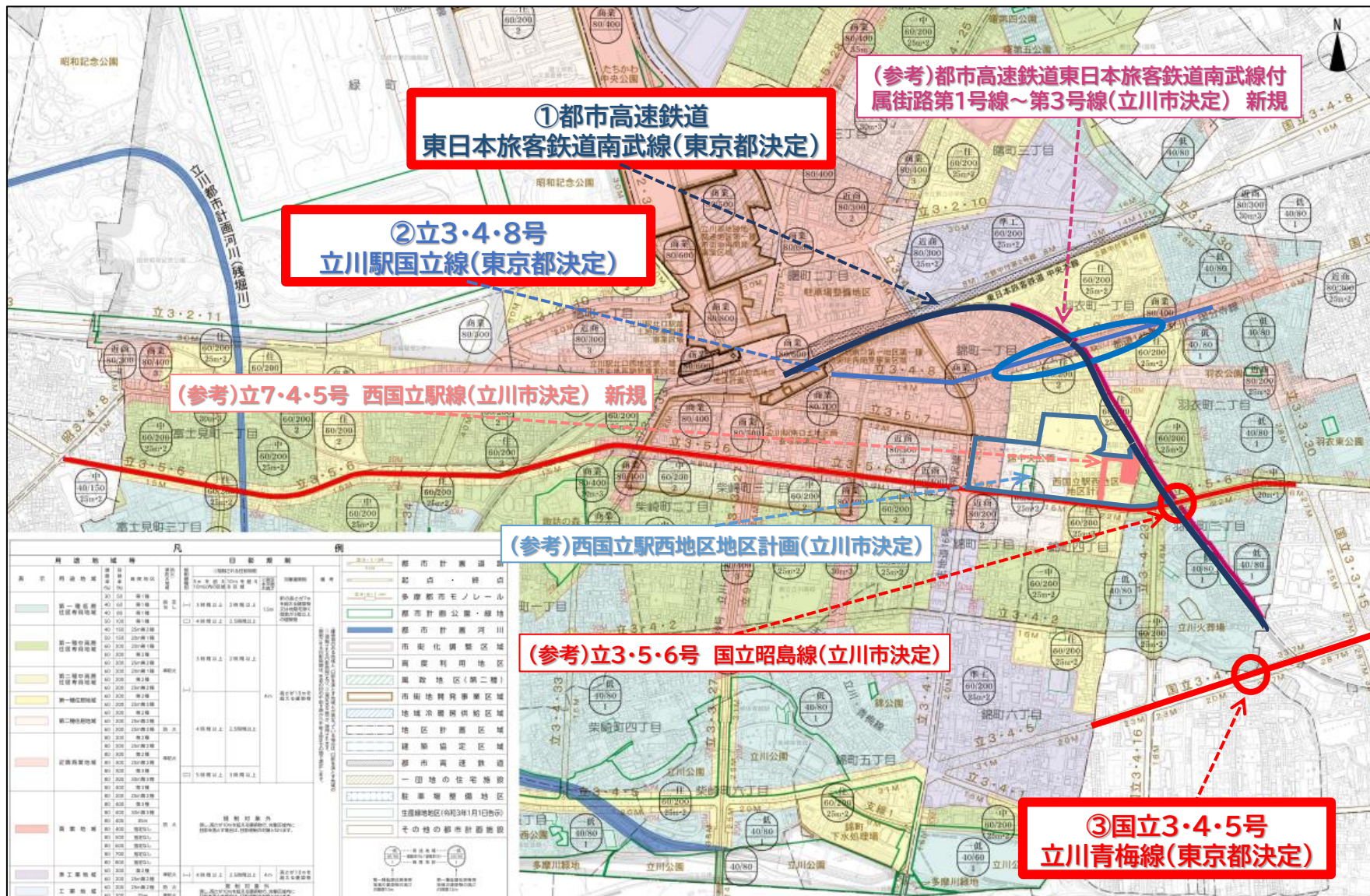
令和8年2月16日(月)

都市整備部都市計画課

1. 変更対象の都市計画について
2. 今回の変更経緯について
3. 今回の変更内容について
4. 意見書の提出について
5. スケジュールについて

1. 変更対象の都市計画について

位置図



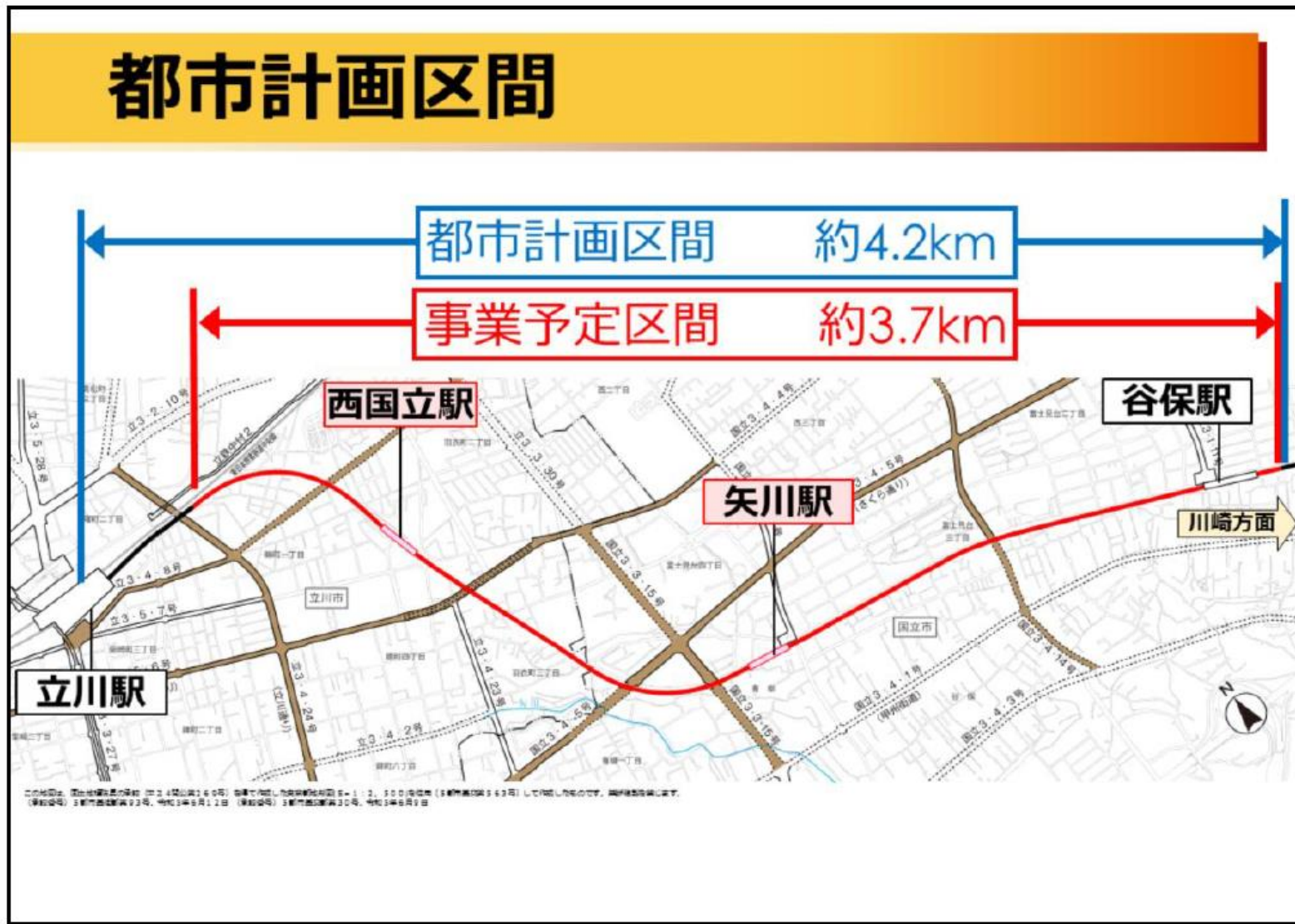
2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要



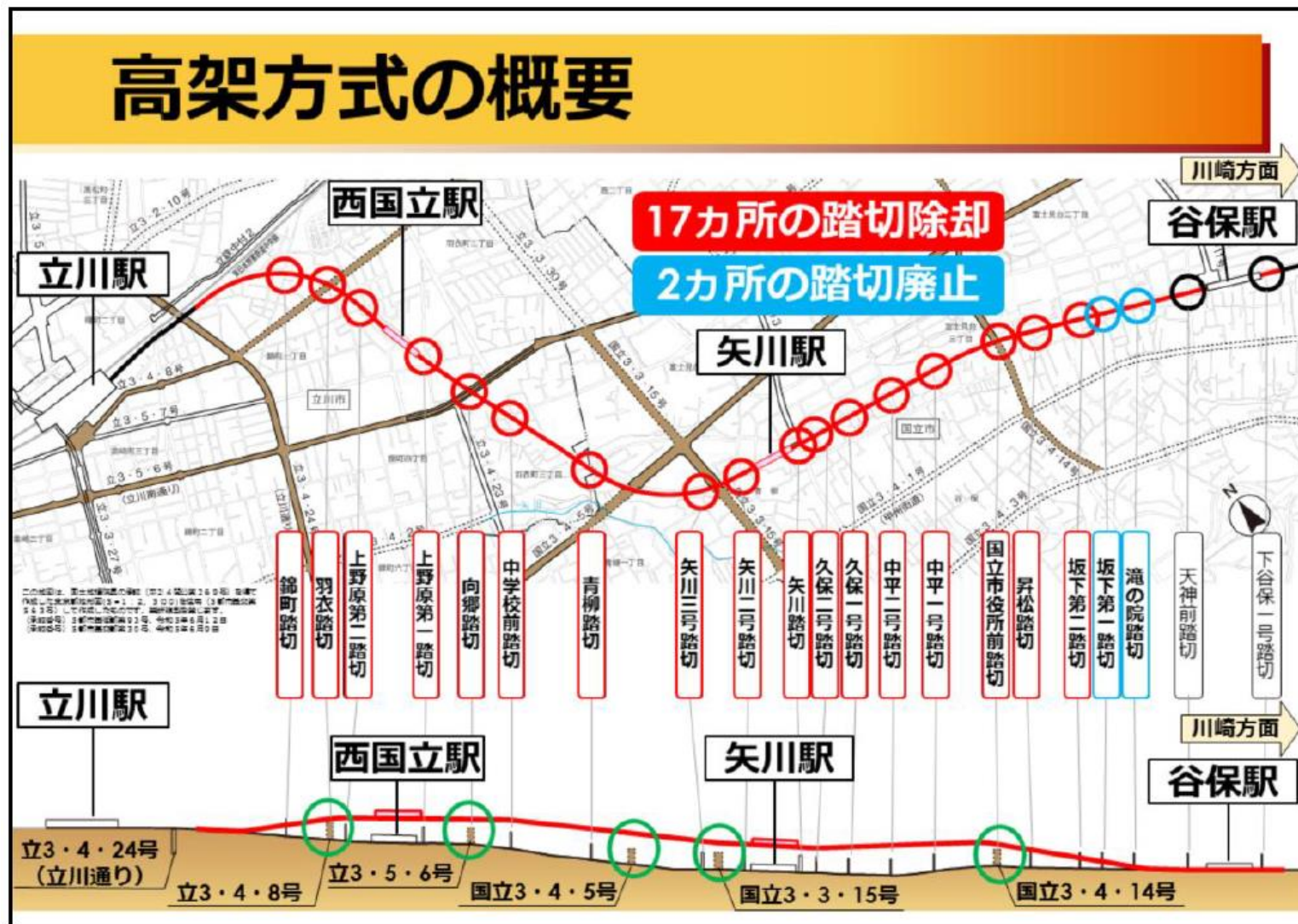
2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要



2. 今回の変更経緯について

南武線連続立体交差化計画の概要



3. 今回の変更内容について

名称	決定者	位置		延長	内容
		起点	終点		
①都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線	東京都	立川市羽衣町 三丁目	立川市柴崎町 三丁目	約1,920m (新規追加)	連続立体交差事業による新規追加
②立3・4・8号 立川駅国立線	東京都	立川市柴崎町 三丁目	立川市羽衣町 二丁目	約1,560m	鉄道の高架化に伴う一部幅員の変更
③国立3・4・5号 立川青梅線	東京都	国立市富士見台 一丁目	国立市青梅 三丁目	約2,970m	鉄道の高架化に伴う一部幅員の変更
(参考)立3・5・6号 国立昭島線	立川市	立川市羽衣町 二丁目	昭島市東町 三丁目	約3,610m	鉄道の高架化に伴う一部区域の変更
(参考)立7・4・5号 西国立駅線	立川市	立川市錦町 四丁目	立川市錦町 一丁目	約190m (新規追加)	交通広場を新規追加
(参考)都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線 附属街路第1号線～第 3号線	立川市	立川市羽衣町 三丁目	立川市羽衣町 一丁目	1号線:約410m 2号線:約460m 3号線:約210m (新規追加)	関連側道として区画街路を新規追加
名称	決定者	位置		面積	内容
(参考)西国立駅西地区 地区計画	立川市	立川市錦町一丁目、錦町三丁目、 錦町四丁目及び羽衣町三丁目		約9.8ha	駅前広場の都市計画決定に伴う地区計画区域の変更 重複する区画道路1号を廃止 他

3. 今回の変更内容について

①都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

【計画図】

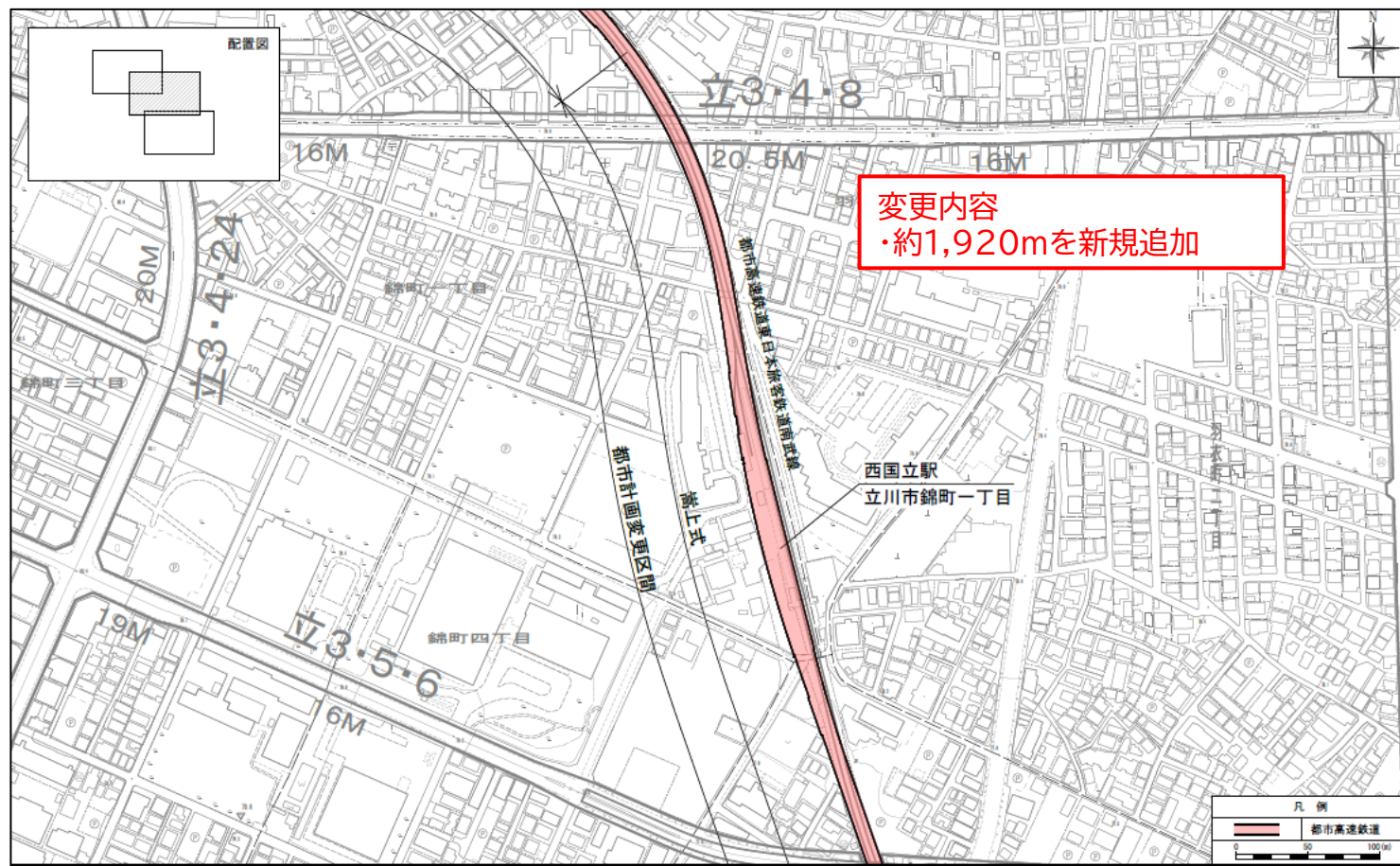


3. 今回の変更内容について

①都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

【計画図】

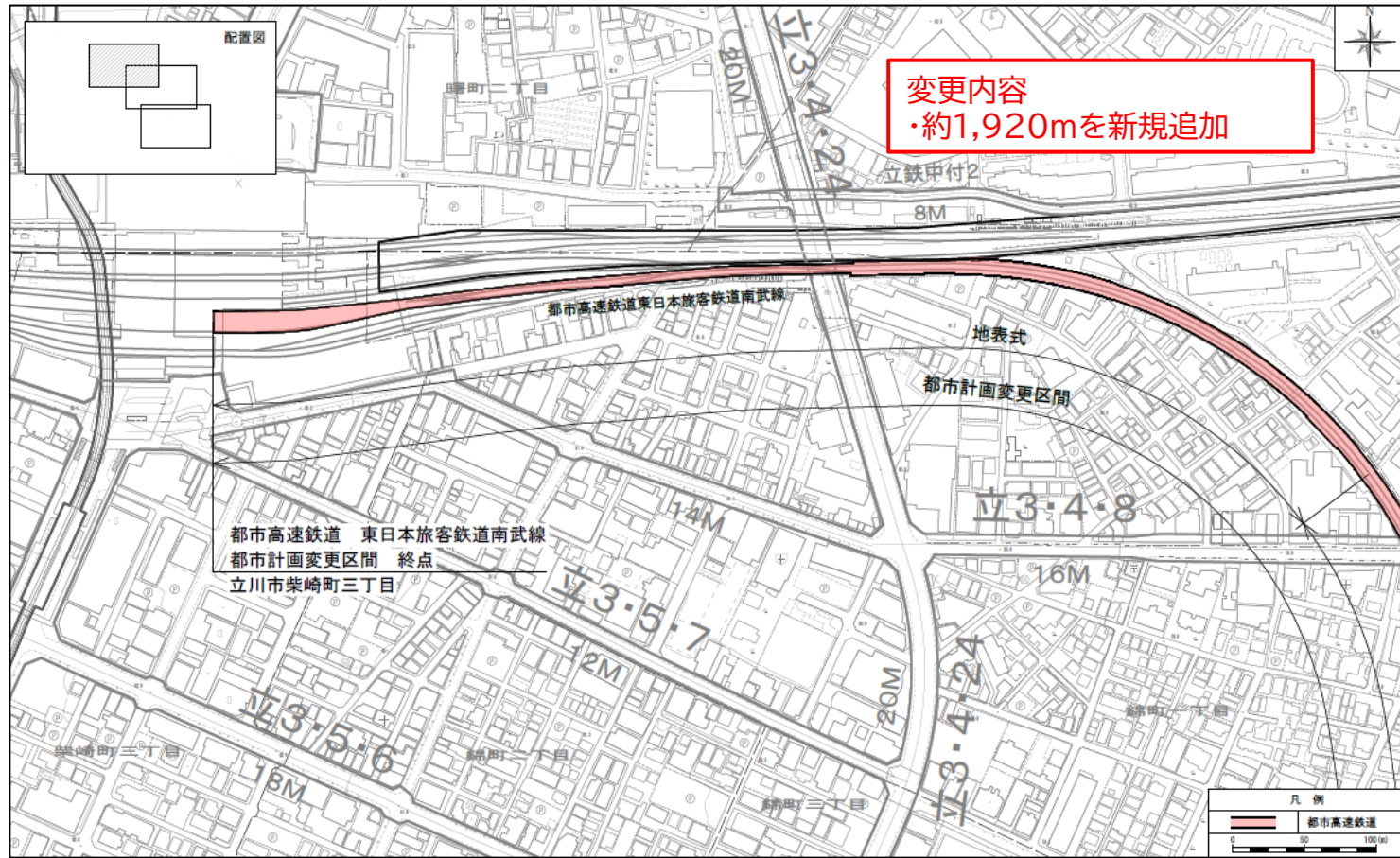


3. 今回の変更内容について

①都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線

東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

【計画図】



3. 今回の変更内容について

①都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線

【計画書】

立川都市計画道路の変更(東京都決定)

立川都市計画都市高速鉄道に東日本旅客鉄道南武線を次のように追加する。

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	東日本旅客鉄道南武線	立川市羽衣町三丁目	立川市柴崎町三丁目	立川市錦町一丁目	約1,920m			線路線数2 連続立体交差事業
	内訳	立川市錦町一丁目 立川市羽衣町三丁目	立川市柴崎町三丁目 立川市錦町一丁目		約890m 約1,030m	地表式 嵩上式	幹線街路と 立体交差1箇所	

名称			位置	備考
番号	路線名	施設名		
	東日本旅客鉄道南武線	西国立駅	立川市錦町一丁目	約2,190m ²

理由:東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

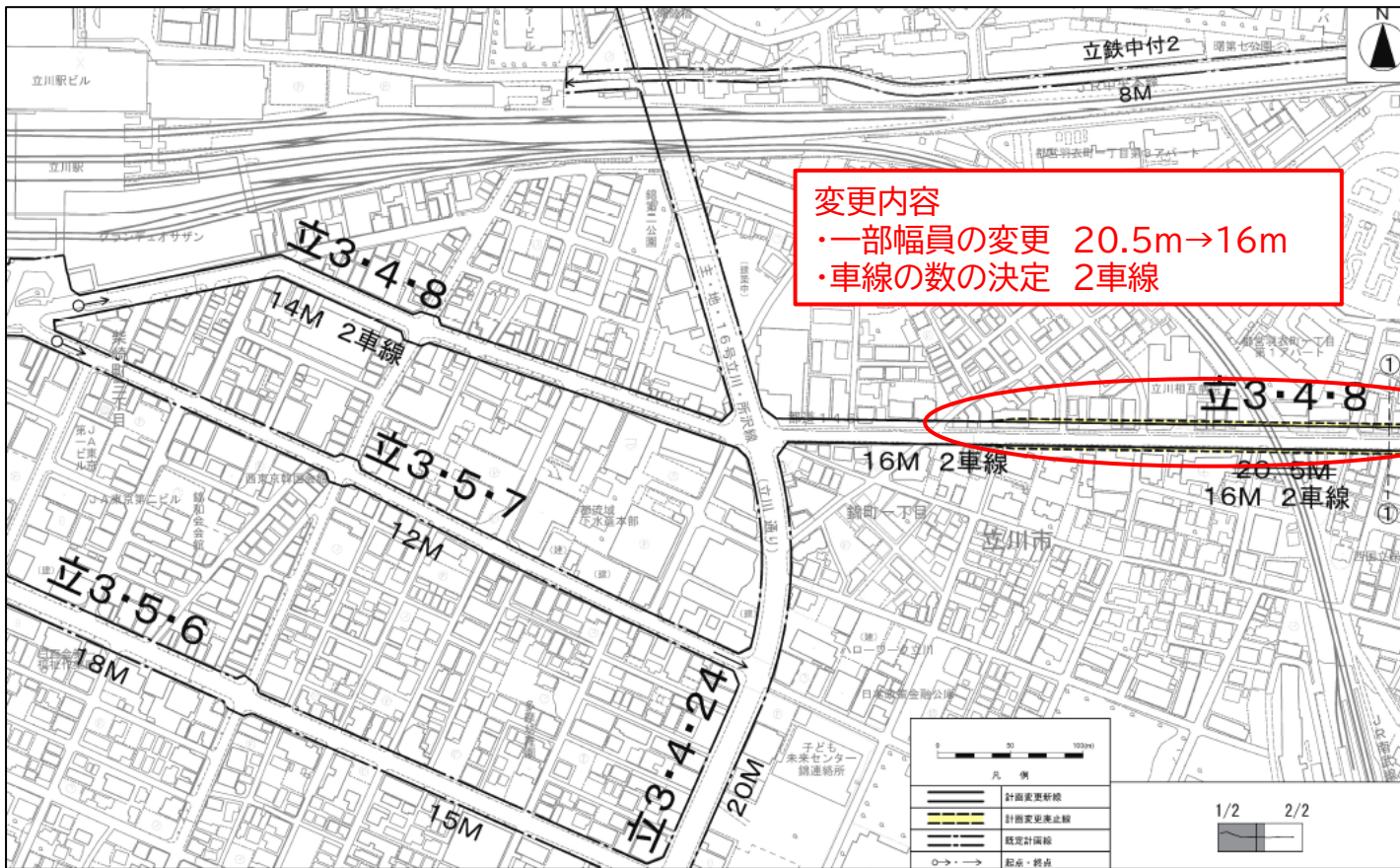
名称	変更区間・位置	変更事項
東日本旅客鉄道南武線	立川市羽衣町三丁目～立川市柴崎町三丁目	1 新規追加

3. 今回の変更内容について

②立3・4・8号 立川駅国立線

東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて、交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

【計画図】



3. 今回の変更内容について

②立3・4・8号 立川駅国立線

【計画書】

立川都市計画道路の変更(東京都決定)

立川都市計画道路中、3・4・8号立川駅国立線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・8	立川駅国立線	立川市柴崎町三丁目	立川市羽衣町二丁目	立川市錦町一丁目	約1,560m	地表式	2車線	16m	東日本旅客鉄道南武線と立体交差 幹線街路と平面交差 3箇所	

理 由:東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

変更概要

名 称	変 更 事 項
3・4・8号立川駅国立線	1 一部幅員の変更 20.5m → 16m 立川市錦町一丁目 ~ 立川市羽衣町一丁目 延長約400m 2 車線 数の決定 2車線 (立川市柴崎町三丁目 ~ 立川市羽衣町二丁目 延長約1,560m)

3. 今回の変更内容について

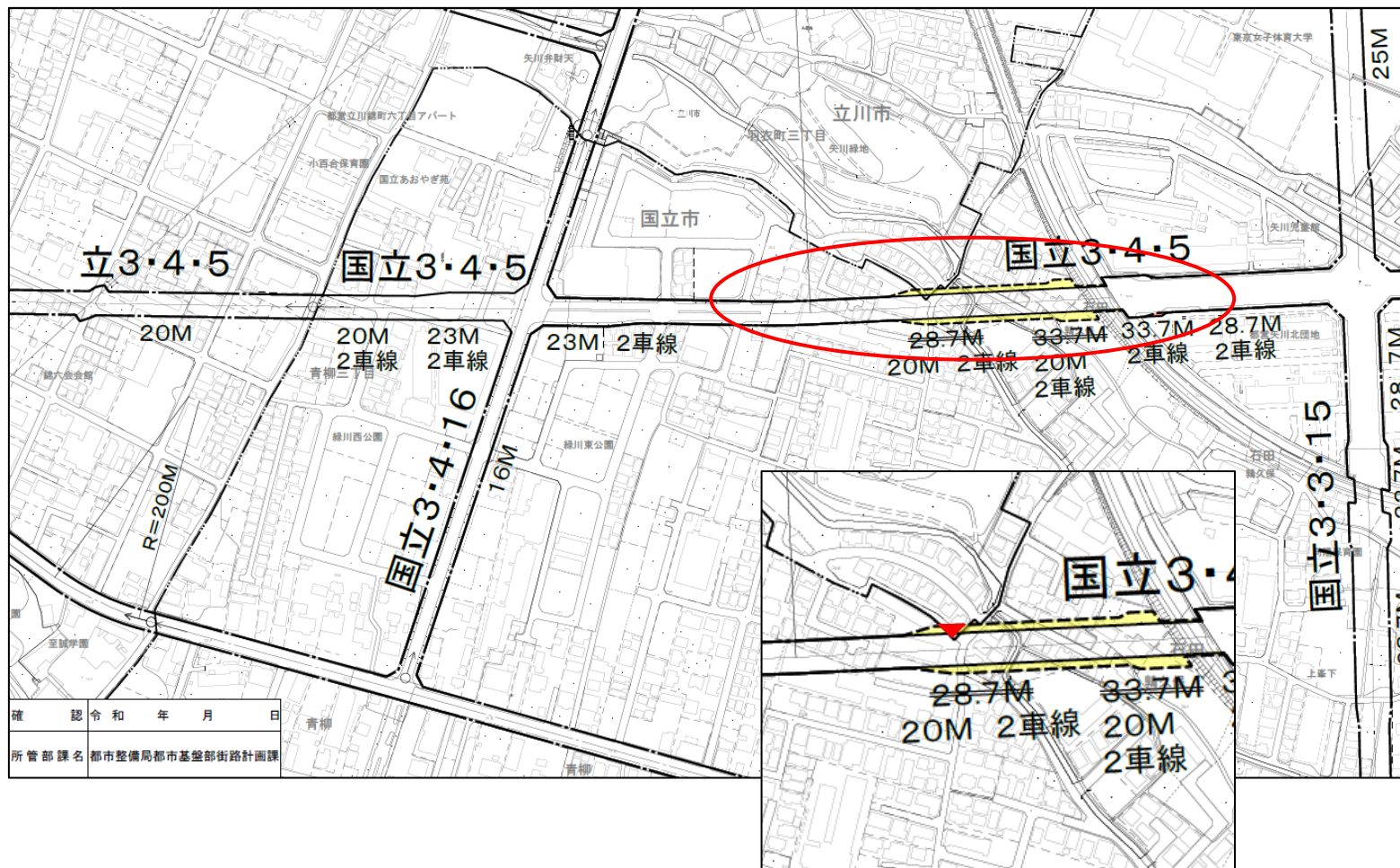
③国立3・4・5号 立川青梅線

東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

【計画図】

変更内容

- ・一部幅員の変更 28.7m,33.7m→20m
- ・車線の数の決定 2車線



3. 今回の変更内容について

③国立3・4・5号 立川青梅線

【計画書】

立川都市計画道路の変更(東京都決定)

国立都市計画道路中、3・3・15号中新田立川線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・15	中新田立川線	国立市泉一丁目	国立市富士見台四丁目	国立市矢川三丁目	約2,300m	地表式	4車線	25m	東日本旅客鉄道南武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1か所 幹線街路3・3・2号と立体交差 幹線街路と平面交差 4か所	
	車線の数の内訳		4車線			約1,350m					
	その他										
	3・4・5	立川青梅線	国立市富士見台一丁目	国立市青柳三丁目	国立市富士見台三丁目	約2,970m	地表式	2車線	20m	東日本旅客鉄道南武線と立体交差 幹線街路と平面交差 6か所	
	その他										

理由:東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて交差部付近の構造及び一部幅員を変更する。

名称	変更事項	
3・3・15号中新田立川線	1 一部幅員の変更	20.7m~33.7m → 28m 国立市大字谷保字上峯下 延長約 170m 25m → 28m 国立市大字谷保字上峯下 延長約 150m
	2 一部区域の変更	国立市富士見台四丁目地内
	3 一部車線の数の決定	4車線 (国立市泉三丁目 ~ 国立市富士見台四丁目 延長約 1,350m)
3・4・5号立川青梅線	1 一部幅員の変更	20.7m~33.7m → 20m 国立市大字石田字鶉久保 ~ 国立市大字谷保字上峯下 延長約 50m 28.7m → 20m 国立市大字谷保字上峯下 ~ 国立市青柳一丁目 延長約 120m
	2 一部区域の変更	国立市富士見台四丁目地内
	3 車線の数の決定	2車線 (国立市富士見台一丁目 ~ 国立市青柳三丁目 延長約 2,970m)

4. 意見書の提出について

○諮問第3号 立川都市計画都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線(東京都決定)(案)に伴う意見書の提出について

○都市計画法第18条第1項について

都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

→令和7年8月7日付け7都市基交第700号(都市高速鉄道南武線)

にて東京都より本市に対する意見照会

○意見照会に対する回答(案)について

- ・南武線連続立体交差化計画に基づき作成されていること
- ・本市が作成している南武線関連の都市計画案との整合が図られていること

以上のことから、意見照会に対し「**意見なし**」と回答したい

4. 意見書の提出について

○諮問第4号 立川都市計画道路3・4・8号立川駅国立線(東京都決定)(案)に伴う意見書の提出について

○都市計画法第18条第1項について

都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

→令和7年9月12日付け7都市基街第209号(立3・4・8号)

にて東京都より本市に対する意見照会

○意見照会に対する回答(案)について

- ・南武線連続立体交差化計画に基づき作成されていること
- ・本市が作成している南武線関連の都市計画案との整合が図られていること

以上のことから、意見照会に対し「**意見なし**」と回答したい

4. 意見書の提出について

○諮問第5号 国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線(東京都決定)(案)に伴う意見書の提出について

○都市計画法第18条第1項について

都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

→令和7年9月12日付け7都市基街第216号(国立3・4・5号)

にて東京都より本市に対する意見照会

○意見照会に対する回答(案)について

・南武線連続立体交差化計画に基づき作成されていること

以上のことから、意見照会に対し「**意見なし**」と回答したい

5. スケジュールについて

東京都から本市への意見照会送付 令和7年8月7日、9月12日

都市計画案の公告・縦覧 令和7年10月7日～10月21日

東京都への意見書提出締切 令和8年度上半期より前

東京都都市計画審議会(諮問) 令和8年度中予定

都市計画告示 令和8年度中予定

【本日】
東京都からの意見照会を受けて、立川市都市計画審議会にて意見書の提出について諮問

関連する立川市決定の都市計画案についても同時に諮問、告示の予定